

# 個人住民税の特別徴収の 徹底に関するQ & A

---

平成 28 年 11 月現在

## 1 制度について

設問	見出し	内容	頁
問 1	個人住民税とは	個人住民税とは？	4 p
問 2	納付方法	個人住民税の納付方法とは？	4 p
問 3	特別徴収とは	個人住民税の「特別徴収」とはどのような制度ですか？	4 p
問 4	特別徴収の対象者	「特別徴収」の対象となる人はどういう人ですか？	4 p
問 5	特別徴収義務者	すべての事業主が従業員の個人住民税を特別徴収しなければいけないのですか？	5 p
問 6	対象者事業主の例外基準（事業所規模）	今回、対象とする事業所の範囲を従業員 3 名以上とする理由は何ですか？	5 p
問 7	対象者の例外基準（複数給与所得者）	2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか？	5 p
問 8	対象者の例外基準（非正規職員）	パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなければならないのですか？	6 p
問 9	対象者の例外基準（事業専従者）	従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいのですか？	6 p
問 10	退職予定者の扱い	近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければいけないのですか？	7 p
問 11	所得税との関係	所得税が発生しなければ、個人住民税も課税されませんか？	7 p
問 12	農業所得などの扱い	給与以外に農業などの所得がある場合は、すべての所得について特別徴収をしなければならないのですか？	7 p
問 13	普通徴収希望理由 ：従業員の希望	従業員から普通徴収にしてほしいと言われている。これまでは、「特別徴収」と「普通徴収」とで選択できる（選択制）と思っていたのですが。	7 p
問 14	普通徴収希望理由 ：従業員が少ない	従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？毎月納めるのが面倒なのですが。	8 p
問 15	納期の特例	「納期の特例」を利用すれば、毎月の給与から個人住民税を差し引かなくてもよいのですか？	8 p
問 16	特別徴収のメリット	「特別徴収」のメリットはなんですか？	8 p
問 17	税額の計算	個人住民税は、特別徴収義務者（事業主）が計算しなくてもよいのですか？	9 p

## 2 手続きについて

設問	見出し	内容	頁
問 18	特別徴収の事務手順	「特別徴収」の事務手順はどのようなものですか？	10 p
問 19	特別徴収への切替	4月1日現在は在籍していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか？	10 p
問 20	県外者の扱い	県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか？	10 p
問 21	普通徴収切替理由書	普通徴収切替理由書とは、どのような書類ですか？	11 p
問 22	普通徴収対象者の扱い	普通徴収切替理由書の要件に該当する従業員がいる場合は、必ず普通徴収として申し出なければならないのですか？	11 p
問 23	エルタックスでの普通徴収切替理由書の扱い	給与支払報告はエルタックスで提出していますが、別途市町村あてに普通徴収切替理由書を送付しなければならないのですか？	11 p
問 24	普通徴収該当理由の記載の必要性	何故、普通徴収切替理由書の提出や個人別明細書への符号の記載をしなければならないのですか？	12 p
問 25	普通徴収該当理由の記載忘れ	普通徴収の対象となる従業員について、個人別明細書摘要欄へ符号を記載し忘れた場合はどうなりますか？	12 p
問 26	特別徴収様式の入手方法	特別徴収事務に必要な市町村ごとの様式などを、まとめて入手できる方法はないのですか？	12 p
問 27	納入方法	特別徴収税額の納入方法は？	13 p
問 28	納入手続き	納入場所（金融機関等）が市町村で違っているので、一本化はできないのですか？	13 p
問 29	振込手数料	指定金融機関等以外から納入する場合、振込手数料がかかるのですか？	13 p
問 30	電子納税	所得税の源泉徴収額の納入はe-TAXを利用した電子納税ができますが、個人住民税の特別徴収税額の納入には電子納税はできないのですか？	13 p
問 31	給与支払報告書提出後の異動	給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等をした場合の手続きはどうなりますか？	14 p
問 32	年度の途中の退職者の徴収方法	年度の途中で退職等した場合の徴収方法はどうなりますか？	14 p
問 33	非課税対象者の異動	個人住民税が非課税の従業員が異動した場合でも、特別徴収に係る給与所得者異動届出書は提出する必要がありますか？	14 p
問 34	税額の変更	毎月の税額が変わることはないのですか？	15 p

問 35	誤納・納め忘れ	間違った税額で納めたり、納めるのを忘れた場合はどうなりますか？	15 p
------	---------	---------------------------------	------

### 3 特別徴収の徹底について

設問	見出し	内容	頁
問 36	特別徴収徹底の理由	今まで特別徴収しなくてもよかったのに、どうして特別徴収しなければならなくなったのですか？	16 p
問 37	従前との変更点	以前から特別徴収しているのですが、何か変わるのでですか？	16 p
問 38	他自治体との比較	どうして他の市町村から特別徴収義務者として指定されないのですか？	17p
問 39	他自治体との比較	他の自治体でも同様の取扱いになるのですか？	17 p
問 40	普通徴収希望理由 ：手間・事務負担の増	従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収はしたくないのですが。	17 p
問 41	普通徴収希望理由 ：経費をかけられない	経費をかけられないので特別徴収ができないのですが。	17 p
問 42	普通徴収希望理由 ：従業員の出入りが激しい	従業員の就職・退職が頻繁にあるので、事務が煩雑になるのですが。	18 p
問 43	特別徴収の実施拒否	特別徴収を拒否したらどうなるのですか？	18 p

### 4 滞納となった場合について

設問	見出し	内容	頁
問 44	事業不振で期限内納付困難	事業不振のため、給与から差し引いた個人住民税を（運転資金に回して）納期限内に納められません。	19 p
問 45	特別徴収税額の滞納	給与から差し引いた個人住民税を滞納したらどうなりますか？	19 p

## 【個人住民税とは】

### 問 1：個人住民税とは？

答 1：県や市町村が行う住民に対する行政サービスに必要な経費を、住民の方々に広く分担してもらったものです。一般に、「個人市町村民税」と「個人県民税」をあわせて「個人住民税」と呼ばれています。個人住民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」、定額で課税される「均等割」からなっています。個人住民税は1月1日現在に従業員（納税義務者）の居住する市町村が、賦課徴収を行っています。

## 【納付方法】

### 問 2：個人住民税の納付方法とは？

答 2：納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

給与所得者については、6月から翌年5月まで毎月の給料から差し引かれ、事業主（給与支払者）が納めます（特別徴収）。その他の方については、市町村から送付される納税通知書で、個人が年4回に分けて納めます（普通徴収）。

## 【特別徴収とは】

### 問 3：個人住民税の「特別徴収」とはどのような制度ですか？

答 3：個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、市町村へ納入していただく制度です。（地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4、第 321 条の 5）

## 【特別徴収の対象者】

### 問 4：「特別徴収」の対象となる人はどういう人ですか？

答 4：地方税法の規定では、次の①②いずれにも該当する人が特別徴収（給与からの差し引き納付）の対象となります。

ただし、支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等は、特別徴収の対象になりません。

- ① 前年中に給与の支払いを受けた人
- ② 当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている人（地方税法第 321 条の 3）。

## 【特別徴収義務者】

### 問5：すべての事業主が従業員の個人住民税を特別徴収しなければいけないのですか？

答5：本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業主（給与支払者）は、個人住民税の特別徴収義務者として、原則、個人住民税についても特別徴収（給与からの差し引き納付）を行っていただく必要があります。

長野県の全市町村で一斉に平成30年度から特別徴収義務者の指定を実施します。

ただし、次に掲げる理由に該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を併せて提出いただくとともに、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当理由の符号【普A～普F】を記載いただくことにより、特別徴収を行わないこともできます。

普A 事業所の総従業員数が2名以下

（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

普B 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）

普C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が93万円以下）

普D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない。）

普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※普通徴収切替理由書の提出及び摘要欄への符号の記載がない場合、原則、全ての方が特別徴収の対象となります。

## 【対象者事業主の例外基準（事業所規模）】

### 問6：今回、対象とする事業所の範囲を従業員3名以上とする理由は何ですか？

答6：本来は、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべて個人住民税の特別徴収（給与からの差し引き納付）を実施していただくのが原則ですが、県内には多数の事業所があり、従業員（納税義務者）1～2名の小規模事業所に至るまで広く制度のご理解を得るには相当の時間を要すると考えられるところです。このため、事業所の規模に応じて段階的に特別徴収への切り替えを進めることとし、当面は、従業員3名以上の事業所を対象としたものです。

## 【対象者の例外基準（複数給与所得者）】

### 問7：2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか？

答7：原則として、主たる給与の支払いを受けている勤務先で特別徴収を行います。

【対象者の例外基準（非正規職員）】

**問 8：パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなければならないのですか？**

答 8：前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当該年度初日（4月1日）において給与の支払を受けている者は特別徴収（給与からの差し引き納付）の対象となります。従って、パートやアルバイトであってもこの要件に当てはまる場合には、特別徴収の対象となります。

ただし、次に掲げる理由に該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を併せて提出いただくとともに、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当理由の符号【普A～普F】を記載いただくことにより、特別徴収を行わないこともできます。

普A 事業所の総従業員数が2名以下

（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

普B 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）

普C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が93万円以下）

普D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない。）

普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※普通徴収切替理由書の提出及び摘要欄への符号の記載がない場合、原則、全ての方が特別徴収の対象となります。

【対象者の例外基準（事業専従者）】

**問 9：従業員は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？**

答 9：所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与からの差し引き納付）することが法令により義務付けられており、家族であっても特別徴収を行う義務があります（地方税法第321条の4）。ただし、今回の全県一斉実施に当たっては、専従者給与が支給されている方は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を併せて提出いただくとともに、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当理由の符号【普E】を記載いただくことにより、特別徴収を行わないこともできます。

【参考】今回の取組で特別徴収を行わないことができる理由

普A 事業所の総従業員数が2名以下

（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

普B 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）

普C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が93万円以下）

普D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない。）

**普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）**

普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※普通徴収切替理由書の提出及び摘要欄への符号の記載がない場合、原則、全ての方が特別徴収の対象となります。

## 【退職予定者の扱い】

### 問 10：近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければいけないのですか？

答 10：当該年度の 5 月 31 日までに退職する予定の従業員（納税義務者）については、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を併せて提出いただくとともに、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当理由の符号【普 F】と退職予定日を記載いただくことにより、特別徴収（給与からの差し引き納付）を行わないこともできます。

【参考】今回の取組で特別徴収を行わないことができる理由

普 A 事業所の総従業員数が 2 名以下

（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普 B～普 F の理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

普 B 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）

普 C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が 93 万円以下）

普 D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない。）

普 E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

普 F 退職者又は退職予定者（5 月末日まで）

（休職等により 4 月 1 日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※普通徴収切替理由書の提出及び摘要欄への符号の記載がない場合、原則、全ての方が特別徴収の対象となります。

## 【所得税との関係】

### 問 11：所得税が発生しなければ、個人住民税も課税されませんか？

答 11：所得税と個人住民税では税額の計算が異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が課税される場合があります。

## 【農業所得などの扱い】

### 問 12：給与以外に農業などの所得がある場合は、すべての所得について特別徴収をしなければならぬのですか？

答 12：原則として、給与所得とそれ以外の所得を合算した額について、特別徴収（給与からの差し引き納付）していただきます。

ただし、確定申告の際、確定申告書の「住民税に関する事項」欄中「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄に「自分で納付」に○を記入して申告していただいた場合は、給与所得は特別徴収に、その他の所得は普通徴収（個人で納付）になります。

## 【普通徴収希望理由：従業員の希望】

### 問 13：従業員から普通徴収にしてほしいと言われている。これまでは、「特別徴収」と「普通徴収」とで選択できる（選択制）と思っていたのですが。

答 13：所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与からの差し引き納付）しなければならないことになっています。（地方税法第 321 条の 4）

特別徴収制度は以前から地方税法で定められており、事業主や従業員個々の希望により「普通徴収（個人で納付）」を選択することができる制度ではありません。



【普通徴収希望理由：従業員が少ない】

**問 14：従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？毎月納めるのが面倒なのですが。**

答 14：従業員（納税義務者）が少ない事業所でも特別徴収（給与からの差し引き納付）をしなければなりません。総従業員数が2人以下（普通徴収切替理由に該当する全ての（他市区町村を含む）従業員数を差し引いた人数）の要件に該当する事業所については、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を併せて提出いただくとともに、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当理由の符号【普A】を記載いただくことにより、特別徴収を行わないこともできます。

また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。（地方税法第321条の5の2）

【参考】今回の取組で特別徴収を行わないことができる理由

普A 事業所の総従業員数が2名以下  
（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

普B 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）

普C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が93万円以下）

普D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない。）

普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）  
（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※普通徴収切替理由書の提出及び摘要欄への符号の記載がない場合、原則、全ての方が特別徴収の対象となります。

【納期の特例】

**問 15：「納期の特例」を利用すれば、毎月の給与から個人住民税を差し引かなくてもよいですか？**

答 15：「納期の特例」は、特別徴収（給与からの差し引き納付）した個人住民税を半年分まとめて納入することができる制度ですので、毎月の給与からの差し引きは通常どおり行っていただく必要があります。給与から差し引きをした個人住民税を預かっていただき、年2回に分け納付してください。

給与からの差し引き期間	納入時期
6月～11月の給与からの差し引き分	12月10日までに納入（1回目）
12月～翌年5月の給与からの差し引き分	6月10日までに納入（2回目）

【特別徴収のメリット】

**問 16：「特別徴収」のメリットはなんですか？**

答 16：従業員（納税義務者）の方は、個人住民税の納め忘れがなくなり、納税のために金融機関や市町村などの納付場所へ出向く必要もなくなります。

また、普通徴収（個人で納付）では年4回払いですが、特別徴収では、12か月に分割して毎月の給与から差し引かれますので、納税者の1回あたりの負担が緩和されます。

## 【税額の計算】

### 問 17：個人住民税は、特別徴収義務者（事業主）が計算しなくてもよいのですか？

答 17：1 月末までに事業主（給与支払者）から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町村が個人住民税の税額計算を行い、従業員ごとの税額をお知らせしますので、事業主が給与から差し引きする税額を計算する必要はありません（ただし、退職所得に係る個人住民税の特別徴収を除きます）。所得税のように年末調整をする手間もありません。

### 【特別徴収の事務手順】

#### 問 18：「特別徴収」の事務手順はどのようなものですか？

答 18：毎年1月末日までに従業員（納税義務者）が1月1日時点でお住まいの市町村に給与支払報告書を提出してください。（地方税法第317条の6）

提出していただいた給与支払報告書に基づき、市町村が税額の計算を行い、毎年5月末日までに「特別徴収税額通知書」を送付します。

この特別徴収税額通知書には、6月から翌年5月までに徴収する個人住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与からその通知書に記載された月割額を徴収して（差し引いて）、各月の翌月10日までに納入してください。

### 【特別徴収への切替】

#### 問 19：4月1日現在は在籍していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか？

答 19：対象となる従業員（納税義務者）について、事業主から一定の期限まで（各市町村の実情に応じて記入）に「特別徴収への切替依頼書」（市町村によって名称が異なる）により、その旨ご連絡をいただければ、途中からでも特別徴収（給与からの差し引き納付）に切替えることができます。

### 【県外者の扱い】

#### 問 20：県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか？

答 20：原則としては特別徴収（給与からの差し引き納付）となります。他都道府県でも個人住民税の特別徴収の徹底に係る取組を行う市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問い合わせください。

【普通徴収切替理由書】

**問 21：普通徴収切替理由書とは、どのような書類ですか？**

答 21：下図に示す様式で、平成 30 年度（29 年所得分）の給与支払報告からの使用を予定しています。

**普通徴収切替理由書（兼仕切紙）**

市区町村名		指定番号	
事業者名			
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	人	
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)	人	
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人	
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人	
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人	
合 計		人	

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

【普通徴収対象者の扱い】

**問 22：普通徴収切替理由書の要件に該当する従業員がいる場合は、必ず普通徴収として申し出なければならないのですか？**

答 22：普通徴収切替理由書の要件に該当する従業員（納税義務者）の方であっても、特別徴収（給与からの差し引き納付）することができる場合は、特別徴収の対象者として申し出ていただいて構いません。

この場合、法令の規定に基づき特別徴収の取り扱いとなります。

【エルタックスでの普通徴収切替理由書の扱い】

**問 23：給与支払報告はエルタックスで提出していますが、別途市町村あてに普通徴収切替理由書を送付しなければならないのですか？**

答 23：エルタックス又は記録媒体でご提出いただく場合は「普通徴収切替理由書」を別途送付いただく必要はありませんが、「普通徴収」欄にチェックした上で、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に必ず該当する普通徴収切替理由の符号【普A～普F】を入力してください。

現在、エルタックス又は記録媒体では、「普通徴収」欄にチェックするだけで普通徴収の扱いとなっていますが、今後は個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由の符号が入力されていなければ、原則特別徴収として取り扱いますので、御留意ください。

#### 【普通徴収該当理由の記載の必要性】

**問 24：何故、普通徴収切替理由書の提出や個人別明細書への符号の記載をしなければならないのですか？**

答 24：法令の規定では、「給与の支払期間が1月を超える期間としている者」や「外国航路を航行する船舶の乗組員」に該当する従業員（納税義務者）など、毎月の給料から特別徴収することができない方を除いて全て特別徴収（給与からの差し引き納付）することとなっています。

また、事業主（給与支払者）の方では「常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者」以外は全て個人住民税の特別徴収義務者として指定されることとなっています。

今回の取組にあたっては、雇用の流動化や非正規雇用の増加などの現状を踏まえ、法令の規定で普通徴収（個人で納付）とすることができる者に加えて、県内市町村で統一した基準により普通徴収を認める者を追加しています。

普通徴収として取り扱う従業員の方であるかを市町村で確認するためには、事業主の方から普通徴収切替理由書の提出や給与支払報告書の個人別明細書摘要欄への符号の記入により申し出ていただくことが必要になります。

なお、これらの事務手続きを行っていただけない場合は、普通徴収として取り扱う従業員の方であるか確認ができないため、法令に基づき全ての従業員の方が特別徴収となります。当該事務手続きについて、ご理解とご協力をお願いします。

#### 【普通徴収該当理由の記載忘れ】

**問 25：普通徴収の対象となる従業員について、個人別明細書摘要欄へ符号を記載し忘れた場合はどうなりますか？**

答 25：原則として、特別徴収（給与からの差し引き納付）として取り扱われますので、お気づきになられた場合は、該当の市町村にご連絡をお願いします。

#### 【特別徴収様式の入手方法】

**問 26：特別徴収事務に必要な市町村ごとの様式などを、まとめて入手できる方法はないのですか？**

答 26：普通徴収（個人で納付）への切替を申し出るための「普通徴収切替理由書」、従業員（納税義務者）の退職、休職又は転職時などに提出する「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」や納期の特例を申請するための「納期の特例に関する承認の申請書」などの市町村ごとの様式や各種資料については、長野県のホームページ内に専用ページを作成し、事業主（給与支払者）の方がダウンロードできる環境を整備することとしています。

なお、利用開始については、平成29年10月以降を予定しています。

## 【納入方法】

### 問 27：特別徴収税額の納入方法は？

答 27：納入は、特別徴収税額決定通知書に同封している「納入書」に、必要事項を記入の上、各市町村が指定する金融機関等で納入してください。

なお、金融機関の中には、口座引き落とし等の納付代行サービスを行っているところもありますので、金融機関まで出向くことなく納税することもできます。納付代行サービスの詳細につきましては、お取引先の金融機関にお問合せください。

※長野県及び新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、各市町村にお問い合わせください。

## 【納入手続き】

### 問 28：納入場所（金融機関等）が市町村で違っているので、一本化はできないのですか？

答 28：市町村ごとに納入場所を指定していますので、市町村ごとに指定された金融機関等で納めてくださいますようお願いいたします。

## 【振込手数料】

### 問 29：指定金融機関等以外から納入する場合、振込手数料がかかるのですか？

答 29：特別徴収税額は、毎年5月の税額通知書とともにお送りしている納入書により、給与支払日の翌日10日までに金融機関の窓口等で納めていただくことになります。

振込手数料については、送付した納入書に記載してある金融機関やゆうちょ銀行（長野県及び新潟県内）で納めていただければ、無料となります。

それ以外の金融機関からの振り込みにつきましては、誠に申し訳ございませんが、手数料が必要となる場合があります。手数料の金額については、お振込みをされる金融機関にお尋ねください。

※長野県及び新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、各市町村にお問い合わせください。

## 【電子納税】

### 問 30：所得税の源泉徴収額の納入はe-TAXを利用した電子納税ができますが、個人住民税の特別徴収税額の納入には電子納税はできないのですか？

答 30：長野県では、現在、電子納税を利用できる市町村はありませんので、市町村ごとの納入書により金融機関等で納めていただきますようお願いいたします。

### 【給与支払報告書提出後の異動】

**問 31：給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等をした場合の手続きはどうなりますか？**

答 31：退職、休職又は転職など、従業員（納税義務者）に異動があったときは、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。異動届出書については、異動が生じた翌月の 10 日までに関係市町村へ提出をお願いします。（地方税法第 321 条の 5 第 3 項、地方税法施行規則第 9 条の 5）

### 【年度の途中の退職者の徴収方法】

**問 32：年度の途中で退職等した場合の徴収方法はどうかになりますか？**

答 32：毎月の給与から個人住民税を特別徴収（給与から差し引き納付）されていた従業員（納税義務者）が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただき、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの税額は普通徴収（個人で納付）の方法により納付していただくこととなります。（地方税法第 321 条の 7）

ただし、次のような場合は、普通徴収ではなく特別徴収の方法による納入となります。

- ① 6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職等をした場合で、従業員本人から残りの税額を特別徴収してほしいとの申出があった場合
- ② 翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職等をした場合（※）で、元の勤務先から 5 月 31 日までに支払われる予定の給与・退職金等が残りの税額を超える場合（地方税法第 321 条の 5 第 2 項）

（※納税義務者本人の申出がなくても、元の勤務先から 5 月 31 日までの間に支払われる給与等から、残りの税額を一括して特別徴収しなければなりません。）

### 【非課税対象者の異動】

**問 33：個人住民税が非課税の従業員が異動した場合でも、特別徴収に係る給与所得者異動届出書は提出する必要がありますか？**

答 33：個人住民税が非課税（給与から差し引きするべき税額がゼロ）の従業員（納税義務者）が異動した場合でも特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出が必要ですので、異動が生じた翌月の 10 日までに提出をお願いします。（年度の途中で税額が生じた場合、異動した従業員の税額変更通知を事業所に通知してしまうこととなります。）（地方税法第 321 条の 5 第 3 項）

## 【税額の変更】

### 問 34：毎月の税額が変わることはないですか？

答 34：個人住民税は前年の所得に対して計算していますので、税額が変わることは基本的ではありません。ただし、従業員（納税義務者）の方が申告期限後に確定申告書を提出したり、扶養親族等の状況が後から判明した場合などから、個人住民税を再計算した結果、税額が変わることがあります。

このような場合は、給与からの差し引きが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りいたします。

また、税額が大幅に減り還付が生じる場合は、変更通知書をお送りするとともに、納めていただいた税額の返金方法などについて後日、市町村の個人住民税担当課から連絡させていただきます。

## 【誤納・納め忘れ】

### 問 35：間違った税額で納めたり、納めるのを忘れた場合はどうなりますか？

答 35：納入した税額に過不足があった場合は、差額について確認の連絡をいたします。納期限を過ぎて納入された場合は、納入した税額と納期限から経過した日数によっては延滞金がかかってしまうことがあります。

市町村の収納を担当する課等から督促状等をお送りして連絡いたしますが、納入忘れないよう納期限までに納めてください。



### 【特別徴収徹底の理由】

**問 36：今まで特別徴収しなくてもよかったのに、どうして特別徴収しなければならなくなったのですか？**

答 36：所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。（地方税法第321条の4）

新たな法令改正などがあったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業主については特別徴収をしていただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。

このため、長野県では、県と県内すべての市町村が連携して、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組むことにしたところ です。特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、ご理解をお願いします。

### 【従前との変更点】

**問 37：以前から特別徴収しているのですが、何か変わるのですか？**

答 37：既に個人住民税の特別徴収義務者に指定されている事業主（給与支払者）の方についても、これまで一部の従業員（納税義務者）の方を普通徴収（個人で納付）としていた場合、今後は次に掲げる理由【普A～普F】に該当しない従業員について特別徴収していただく必要があります。

また、従業員がお住まいの一部の市町村において、まだ個人住民税の特別徴収義務者としての指定を受けていない事業主の方は、次の要件により新たに当該市町村から特別徴収義務者として指定される場合があります。

普A 事業所の総従業員数が2名以下

（他の市区町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

普B 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）

普C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が93万円以下）

普D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない。）

普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※普通徴収切替理由書の提出及び摘要欄への符号の記載がない場合、原則、全ての方が特別徴収の対象となります。

**【他自治体との比較】**

**問 38： どうして他の市町村から特別徴収義務者として指定されないのですか？**

答 38： 法令で定められているため、市町村は原則として事業主（給与支払者）の方を個人住民税の特別徴収義務者に指定しなければなりません。他の市町村で指定されていない場合は、該当する市町村へお問い合わせください。

**【他自治体との比較】**

**問 39： 他の自治体でも同様の取扱いになるのですか？**

答 39： 同様の取組は、本県を含め 44 都道府県で実施済み又は実施決定済みとなっています。（平成 28 年 10 月現在）

**【普通徴収希望理由：手間・事務負担の増】**

**問 40： 従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収はしたくないのですが。**

答 40： 従業員（納税義務者）が少ないことや、経理担当者がいないといった理由で特別徴収（給与からの差し引き納付）を行わないことは認められていません。

個人住民税の特別徴収は、市町村から通知された特別徴収税額を毎月の給与から差し引き、翌月の 10 日までにそれぞれの市町村に納入していただくこととなりますが、所得税の源泉徴収のように、税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。

地方税法等に基づき、個人住民税の特別徴収を適正に実施するため、ご理解とご協力をお願いします。

**【普通徴収希望理由：経費をかけられない】**

**問 41： 経費をかけられないので特別徴収ができないのですが。**

答 41： 経費がかかることは承知しておりますが、個人住民税の特別徴収（給与からの差し引き納付）の規定は、所得税の源泉徴収と同じく、法令により定められた事業主（給与支払者）の義務となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

**【普通徴収希望理由：従業員の出入りが激しい】**

**問 42：従業員の就職・退職が頻繁にあるので、事務が煩雑になるのですが。**

答 42：原則、従業員（納税義務者）の就職や退職が多いことを理由に普通徴収（個人で納付）にすることはできません。ただし、給与支払報告書を提出する時点で退職が予定されている者（給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職が見込まれる者）など、次に掲げる理由に該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を併せて提出いただくとともに、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当理由の符号【普A～普F】を記載いただくことにより、特別徴収を行わないこともできます。

- 普A 事業所の総従業員数が2名以下  
（他の市区町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）
- 普B 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
- 普C 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が93万円以下）
- 普D 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない。）
- 普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- 普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）  
（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※普通徴収切替理由書の提出及び摘要欄への符号の記載がない場合、原則、全ての方が特別徴収の対象となります。

**【特別徴収の実施拒否】**

**問 43：特別徴収を拒否したらどうなるのですか？**

答 43：地方税法第321条の5の規定により、個人住民税の特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。

したがって、特別徴収（給与からの差し引き納付）を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり地方税法第331条に基づく滞納処分を行うこととなります。

また、地方税法第324条第3項の規定（市町村民税の脱税に関する罪）により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とされています。

なお、事業主が個人住民税の特別徴収税額を滞納している場合は、従業員（納税義務者）が納税証明書（未納の徴収金がない旨の証明書）を取得できないなど不利益を被ることがあります。

**【事業不振で期限内納付困難】**

**問 44：事業不振のため、給与から差し引いた個人住民税を（運転資金に回して）納期限内に納められません。**

答 44：事業主（給与支払者）が給与から差し引いた徴収金は、従業員（納税義務者）からの預り金であり、事業資金ではありません。必ず市町村に納入してください。

**【特別徴収税額の滞納】**

**問 45：給与から差し引いた個人住民税を滞納したらどうなりますか？**

答 45：納入期限を経過して納入すると、延滞金が加算される場合があります。延滞金は、個人住民税の特別徴収義務者である事業主（給与支払者）が負担するものですので、従業員（納税義務者）から延滞金を徴収してはいけません。

納入いただけない場合は、特別徴収義務者に対し督促状を発送し、督促状発送後 10 日を経過しても納入がないときは、差押えなどの滞納処分を行うことになります。

また、事業主が滞納した場合は、特別徴収の対象となっている従業員全員について、納税証明書（未納の徴収金がない旨の証明書）を発行することができず、従業員にも多大な迷惑がかかります。

(給与支払報告書等の提出義務)

**第三百七条の六** 一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、四月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の一月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けなくなつた者についてその者に係る給与の支払を受けなくなつた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けなくなつた者のその給与の支払を受けなくなつた日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が三十万円以下である者については、この限りでない。

4 一月一日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第二百三条の二の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この項及び第七項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する市町村の長に提供しなければならない。

- 一 電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第一号において同じ。）を使用する方法として総務省令で定める方法
  - 二 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法
- 6 第四項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第四項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この項及び次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより第四項に規定する市町村の長に提供しなければならない。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法として総務省令で定める方法
  - 二 当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク等を提出する方法
- 7 第一項、第三項又は第四項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、政令で定めるところにより第一項、第三項若しくは第四項に規定する市町村の長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前二項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この項及び次項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。
- 8 第五項又は第六項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項、第三項又は第四項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第四十五条の二第二項、第三百七条の二第二項、この条第一項から第四項まで、次条及び第三百二十一条の四第三項の規定を適用する。

（個人の市町村民税の納期前の納付）

**第三百二十一条** 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

- 2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。
- 3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

**第三百二十一条の三** 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第三百十七条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

**第三百二十一条の四** 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法に

よつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴収する旨（第七項及び第八項において「通知事項」という。）を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

- 2 市町村長が前項後段の規定により特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日までにしなければならない。
- 3 第三百十七条の六第一項の規定により提出すべき給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第一項後段の規定による通知をすることができなかつた場合には、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第一項の規定により当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不相当であると認められる場合には、この限りでない。
- 4 第一項の場合において、同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の条例によりこれらの支払をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならない。この場合において、特別徴収義務者として二以上の者を指定したときは、給与所得に係る特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支払うべき給与の額に按分して、これを徴収させることができる。
- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日（その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日）までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。
- 6 第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。
- 7 市町村長は、第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第一項後段（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を電子情報処理組織（行政手続等



における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令で定める方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

- 8 前項の規定による通知事項の提供が行われたときは、第一項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第一項及び第三百二十一条の六第一項の規定を適用する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

**第三百二十一条の五** 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

- 3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。

- 4 前条の規定により、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合には、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内

に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。

- 5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第三百二十六条第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込みをした時において当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

**第三百二十一条の五の二** 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。）につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について前条第一項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。前条第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

- 2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

**第三百二十一条の七** 個人の市町村民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十条の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

- 2 前条第一項の規定によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例によつて当該納税者に還付しなければならない。ただし、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができる。この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

(市町村民税の脱税に関する罪)

**第三百二十四条** 偽りその他不正の行為によつて市町村民税（法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。第五項において同じ。）の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の免れた税額が千万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によつて徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 5 第一項に規定するもののほか、第三百七条の二第一項若しくは第二項の規定によつて提出すべき申告書を提出しないこと若しくは同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について申告しないこと又は第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項若しくは第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、市町村民税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第三項又は第五項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。
- 8 前項の規定により第一項、第三項又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。
- 9 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第七項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（市町村民税に係る滞納処分）

**第三百三十一条** 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税

吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。
- 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。